

規 場 説 明 書

1. 工事名称 筑波大学生物農林学系棟周辺環境整備(仮称)工事  
 2. 工事位置 茨城県新治郡茨城町天王台1丁目1-1 筑波大学清風(中地区)  
 3. 工事工期 昭和61年3月25日

4. 工事用途等  
 (1) 工事用途: 範囲は別図のとおりとし、使用方法については監督職員の承諾を得ること。  
 (2) 事故防止: 構内外の事故防止等に十分注意すること。  
 5. 仮設物の設置等  
 (1) 仮設建築物等: 仮設建築物等を設置しようとするときは、「仮設物設置許可申請」を監督職員に提出して承諾を求めること。  
 (2) 仮設物の撤去又は移設: 仮設物の撤去又は移設しようとするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。  
 6. 仮設物以外の工事  
 (1) 仮設物以外の工事: 別図の位置に、図示の種別によること。  
 (2) 監督職員事務所: 〇設ける。 〇設けない。

種別	1	2	3	4	5	6
面積 (㎡)	0.000	2.000	3.000	4.000	5.000	6.000

- (3) 労働員由来の屋内設置: 〇出来る。 〇出来ない。  
 (4) 仮設物の維持管理等: 仮設物は施工、監督及び検査に便利かつ安全であるように材料、構造、その他関係法規に準拠して設置し、常に維持保全に注意すること。  
 (7) その他 \_\_\_\_\_

7. 工事用電力等

- (1) 工事用給水: 排水、電気等は、請負者において手続きのうえ設置し、その費用及び使用料は請負者の負担とする。  
 (2) 工事用電力: 電力会社と協議の上引込む。  
 (3) 工事用電話: 機材より引込む。  
 (4) 工事用用水: 機材より引込む。 構内より分設する。 〇さく井する。  
 (5) 排水: 水: 別図又は監督職員の指示によること。  
 (6) その他 \_\_\_\_\_

7. 工事写真等

(1) 工事写真等: 工事写真等は、文部省が定める工事写真撮影要領等に基づき撮影し、複製のものを提出するものとする。

区 分	大 小	種 別	備 考
費用状況写真	キャビネット		
工事写真	サベイズ	モノクロカラー	
しゅんぎょう写真	サベイズ	カラー	
カメラマウント	35mm	カラー	

※しゅんぎょう写真(カラー)のうち/欄はフィルム、工事現場、工事車、撮影場所を記入し、撮影方向等を明示した配置図、写真説明(3枚)を添付すること。

- (7) その他 \_\_\_\_\_  
 8. 請負代金の支払: 請負代金は 茨城県建設部 より、 / 日に支払うものとする。  
 9. 請負代金の保証: 公共工事の前払金保証事業会社と保証契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「 / 0分の 」以内の額の前払金を請求することが出来る。  
 10. 工事完成保証人: この工事の請負者は、当該工事に関し、当該請負者の競争参加資格と同等資格、同等以上の競争参加資格を有する者を、工事完成保証人とすること。

1. 工事実施の経緯: この工事の請負者は、すみやかに工事の目的及び工事材料について \_\_\_\_\_ 保証契約を締結すること。  
 2. 監督職員の権限: 文部省が定める工事請負契約基準第2項第1号から第3号に示す範囲とする。  
 3. 現場代理人の職務等: 現場に常駐すること。 〇必要とする。 〇必要としない。  
 4. 専任製図技術者: 現図及び施工図等の作成のため専任の製図技術者を現場に配置すること。 〇必要とする。 〇必要としない。  
 5. 工事請負契約基準の運用について  
 (1) 基準第4の規定による工事費内訳明細書: 〇提出する。 〇提出しない。 工 程 者 : 〇提出する。 〇提出しない。  
 (2) 基準第5の第3項の規定に基づき請求する場合は、発注者又は請負者から請求のあった日から起算して7日以内で発注者が請負者と締結して発注するものとする。  
 (3) 基準第5の第3項の規定による請負代金の決定の基準となる請負率を算出する場合は、発注者又は請負者から請求のあった日から起算して7日以内で発注者が請負者と締結して発注するものとする。  
 (4) 基準第5の第3項の規定による請負代金の決定の基準となる請負率を算出する場合は、発注者又は請負者から請求のあった日から起算して7日以内で発注者が請負者と締結して発注するものとする。  
 (5) 基準第5の第3項の規定による請負代金の決定の基準となる請負率を算出する場合は、発注者又は請負者から請求のあった日から起算して7日以内で発注者が請負者と締結して発注するものとする。  
 (6) 基準第5の第3項の規定による請負代金の決定の基準となる請負率を算出する場合は、発注者又は請負者から請求のあった日から起算して7日以内で発注者が請負者と締結して発注するものとする。  
 6. 下請契約の締結について  
 請負者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」に準拠した適切な下請契約を締結すること。  
 7. 下請代金の支払の適正化について  
 請負者は、「下請関係合理化推進要綱(昭和53年11月30日建設省計発第373号)」を遵守すること。また、下請代金の支払については、発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均等な下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。  
 8. 公共事業労働費調査への協力について  
 6月及び10月に実施される公共事業労働費調査への協力を依頼することがあるため資金台帳を整備しておくこと。  
 なお、労働基準法第105条による資金台帳の整備にあつては全国建設協会が「建設現場の資金管理の手引」及び「正しい資金台帳のつくり方」によつて整備すること。  
 9. その他  
 (1) 請負者は構内の通路、側溝、地下埋設物等を汚損若しくは破壊した時は、すみやかに監督職員と協議の上原状に復すものとする。  
 (2) しゅんぎょう時には露/組ずびに露/組(アクリル製)を付けて全体の露/組(露/組)を提出すること。  
 10. 資料提出等  
 提出: 書面により昭和 年 月 日 時までに \_\_\_\_\_ 提出する。  
 回答: 昭和 年 月 日 時  
 場所: \_\_\_\_\_  
 なお、資料の有無にかかわらず、資料費を提出し忘れなければ必ず出席すること

